

大臼歯用 CAD/CAM 冠用材料の期中保険適用について

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会

2023年（令和5年）11月30日（木）付にて「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（厚生労働省告示第321号）が公布され、以下に示す通り、大臼歯用のCAD/CAM冠用材料（V）が期中保険適用されましたのでお知らせいたします。

これまでのCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）は第一大臼歯への使用に限られていましたが、今回のCAD/CAM冠用材料（V）の適応範囲は全ての大臼歯となっています。

◎保険適用の内容

I. 保険適用日

2023年12月1日（金）

II. 材料名

松風ブロック PEEK（歯科切削加工用レジン材料）

※インレー・クラウン等の歯科修復物を作成するレジン系材料で、歯科用コンピューター支援設計・製造ユニット（CAD/CAM装置）で切削加工するレジン製ブロックである。

III. 準用技術点数、材料点数等について

（1）準用技術点数

1,200点（M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき））

（2）材料点数

615点（CAD/CAM冠用材料（V））

IV. 適応範囲

第一大臼歯、第二大臼歯及び第三大臼歯

V. 実施上の主な留意事項

1. 大臼歯にCAD/CAM冠用材料（V）を使用する場合に算定する。
2. CAD/CAM冠用材料（V）を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること。

VI. 特定保険医療材料の主な定義

次のいずれにも該当すること。

- ア ポリエーテルエーテルケトンに無機質フィラーを質量分率17～25%配合し、成型して作製したレジンブロックであること。
- イ ビッカース硬さが25HV0.2以上であること。
- ウ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さ180MPa以上であること。
- エ 37℃の水中に7日間浸漬後の曲げ弾性率が5GPa以下であること。
- オ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が10 μ g/mm³以下であること。

VII. 構造・原理

製品特徴

- 本品は、シリカ微粉末を含まず、既存のCAD/CAM冠用材料には使用されていないポリエーテルエーテルケトン(PEEK)を主成分として、無機質フィラーを配合したレジンブロックである。
- 既存品と比較して、曲げ弾性率が低い5GPa以下という特徴を有しており、力が加わった際にたわみやすく破折しにくいという特徴がある。



<第二大臼歯に用いた例>

出典:企業提出資料

臨床上的有用性

- 本品は低い曲げ弾性率及び高い破壊靱性を有していることにより破折しにくいことから、既存のCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)が使用できない部位である第二大臼歯や第三大臼歯、大きな咬合力が加わる第一大臼歯の症例に対しても使用することができる。
- 色調は既存のCAD/CAM冠用材料と異なりアイボリー色であるが、金属を使用しない材料であることから金属アレルギー患者に対しても使用可能である。

【引用資料】

- 1) 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
(2023. 11. 30 付, 厚生労働省告示第 321 号)
- 2) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
(2023. 11. 30 付, 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)
- 3) 医療機器の保険適用について(令和 5 年 12 月 1 日収載予定)
(2023. 11. 22 付, 中央社会保険医療協議会第 566 回総会資料)